

## 災害時における緊急・後方・復興支援活動に関する協定書

八潮市（以下「甲」という。）と 特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク（以下「乙」という。）とは、災害発生時における緊急・後方・復興支援活動（以下「支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲の区域において、地震、風水害等による大規模災害が発生し、または発生する恐れがあり、甲だけでは十分な災害対策活動が実施できない場合、甲は乙の支援を受け、協働して災害対策活動を実施し、もって被災住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

### （支援の種類）

第2条 支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 被災者の捜索及び搬送に関すること。
- （2） 支援物資の募集、輸送、仕分け、配給に関すること。
- （3） 避難所の運営に関すること。
- （4） 情報収集及び情報発信に関すること。
- （5） 甲が他自治体に実施する支援活動に関すること。
- （6） その他、甲が災害対策上必要とする業務に関すること。

### （支援の要請）

第3条 甲は、乙に支援を要請する場合は、支援の内容を明らかにして文書によりするものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により支援を要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い支援を実施するよう努めるものとする。

- 2 甲の地域が、甲が要請することができないほどの危機的状況に陥ったと判断される場合には、乙は自主的に支援を実施することができる。

### （費用負担）

第5条 乙が実施した支援に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

- 2 乙が実施した支援に関わる費用に関して、国や県などが運営する補助金及び民間団体が運営する助成金等への申請を行うときは、甲はこれに協力するものとする。

### （災害現場等における損害等）

第6条 この協定に基づく乙の支援活動によって生じた損害（第三者に対する損害も含む）は、甲の責めに帰する場合を除き、乙の責任において負担するものとする。

(相互協力)

第7条 甲及び乙は、日頃から相互に情報交換等を行い、甲の要請に基づく乙の支援が速やかに実施できるよう環境整備に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年3月31日までとする。

2 期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議の上この協定を改定することができる。

(実施の細目)

第9条 この協定の実施に関し、必要な計画その他の細目については、甲乙協議の上定めるものとする。

(この協定に定めのない事項等)

第10条 この協定及び前条の細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月17日

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

甲 八潮市

八潮市長 多田 重美

埼玉県さいたま市桜区上大久保519番地1

埼玉県浦和・大久保合同庁舎1号館

乙 特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク

代表理事 松尾 道夫

## 参 考

### 「災害時における緊急・復興・後方支援活動に関する協定書」 第2条に基づく「支援の種類」について

- |   |                  |                    |
|---|------------------|--------------------|
| 1 | 捜索救助犬による被災者の捜索   | 全日本救助犬団体協議会        |
| 2 | 被災者の救助、支援物資の運搬など | NPO法人市民航空災害支援センター  |
| 3 | 支援物資の搬送など        | 市民キャビネット災害支援部会輸送隊  |
| 4 | 炊き出しなど           | 市民キャビネット災害支援部会炊出班  |
| 5 | 被災者の救護、情報収集・伝達など | NPO法人NPOレスキューライダーズ |
| 6 | 避難所等での心のケアなど     | 市民キャビネット災害支援部会福祉班  |